

## **MCS病は職業性疾患同様補償されるべき**

日付け：2008年5月19日

概要：

社会裁判所カールスルーエ支部は2008年5月19日の裁判判決(S 1 U 236/08)から、MCS病を職業性疾患同様とみなし、補償されるべきであるとの判決を下しました。

職業性疾患に於ける健康障害の判定と補償は、職業性疾患規制に基づくいわゆる疾患一覧に於いて、条例提供者によってそのように指定され、被保険者が法定傷害保険が認めた職種に於いて苦しんだ結果に基づく病気のみが支払い可能となります。

MCS病に関して、これらは利用不可能なのです。

MCS病の補償は他の職業性疾患同様、医療科学の現状から除外されていました。何故なら、MCS病の新知识及び、この病が職業から発生した特定の物質による影響の結果かどうかという点で疑問があり、ドイツ労働社会省やドイツの法定傷害保険が入手した裁判所事例の情報が組み込まれていないからです。

一般的に認められている臨床上の定義もなければ、病因と病態生理学上の思考の一致も示されておりません。

今現在では、MCS病を引き起こす特定の影響に於ける一般的な意見の一致は見られていません。